

# 自然災害発生時における業務継続計画

## Business Continuity Plan

施設名	東白川村国保診療所 及び 附属介護老人保健施設	種別	一般外来 介護老人保健施設 訪問看護・訪問リハビリテーション
開設者	東白川村長 今井俊郎	管理者	所長 北川 浩司
所在地	加茂郡東白川村五加 3210 番地	電話番号	0574-78-2023

## 目次

<b>1. 総論</b> .....	<b>1</b>
基本方針 1	
(1) 推進体制.....	1
(2) リスクの把握 .....	2
①施設周辺のハザードマップ.....	2
②被災想定 2	
(3) 優先業務の選定.....	4
①優先する事業 .....	4
②優先する業務.....	5
(4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し .....	5
①研修・訓練の実施.....	5
②BCPの検証・見直し.....	5
<b>2. 平常時の対応</b> .....	<b>6</b>
(1) 建物・設備の安全対策（人が常駐する場所の耐震措置） .....	6
①建物の耐震措置 .....	6
②設備の耐震措置 .....	6
③風水害対策.....	6
(2) 電気が止まった場合の対策 .....	7
(3) ガスが止まった場合の対策.....	7
(4) 水道が止まった場合の対策 .....	8
①飲料水 8	
②生活用水 8	
(5) 通信が麻痺した場合の対策 .....	8
(6) システムが停止した場合の対策.....	9
(7) 衛生面（トイレ等）の対策.....	9
①トイレ対策.....	9
②汚物対策 9	
(8) 必要品の備蓄 .....	10
(9) 資金手当て .....	11
<b>3. 緊急時の対応</b> .....	<b>11</b>
(1) BCP発動基準.....	11
(2) 行動基準.....	12
(3) 対応体制.....	14
(4) 対応拠点.....	14
(5) 安否確認.....	15
1 利用者の安否確認 .....	15

2 職員の安否確認 .....	15
(6) 職員の参集基準 .....	16
(7) 施設内外での避難場所・避難方法 .....	16
(8) 重要業務の継続 .....	17
(9) 職員の管理 .....	18
①休憩・宿泊場所 .....	18
②勤務シフト .....	18
(10) 復旧対応 .....	19
①破損個所の確認 .....	19
②業者連絡先一覧の整備 .....	20
③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応） .....	20
<b>4. 他施設との連携 .....</b>	<b>20</b>
(1) 連携体制の構築 .....	20
①連携先との協議 .....	20
②連携協定書の締結 .....	21
③地域のネットワーク等の構築・参画 .....	21
(2) 連携対応 .....	21
①事前準備 .....	21
②入所者・利用者情報の整理 .....	22
③共同訓練 .....	22
<b>5. 地域との連携 .....</b>	<b>22</b>
(1) 被災時の職員の派遣 .....	22
(2) 福祉避難所の運営 .....	22
①福祉避難所の指定 .....	22
②福祉避難所開設の事前準備 .....	22
<b>6. 入所サービス固有事項 .....</b>	<b>22</b>
<b>7. 訪問サービス固有事項 .....</b>	<b>23</b>
<b>8. 居宅介護支援サービス固有事項 .....</b>	<b>23</b>

## 1. 総論

### 基本方針

BCP（ビー・シー・ピー）とは Business Continuity Plan の略称で、業務継続計画（以下、「本計画という。」などと訳される。

本計画は、大地震等の自然災害や感染症のまん延などをはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

#### (1) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制

ア 下記の者をもって構成する「災害対策委員会（以下、「委員会という。」）を設置する。

イ 委員会は、次の業務を行う。

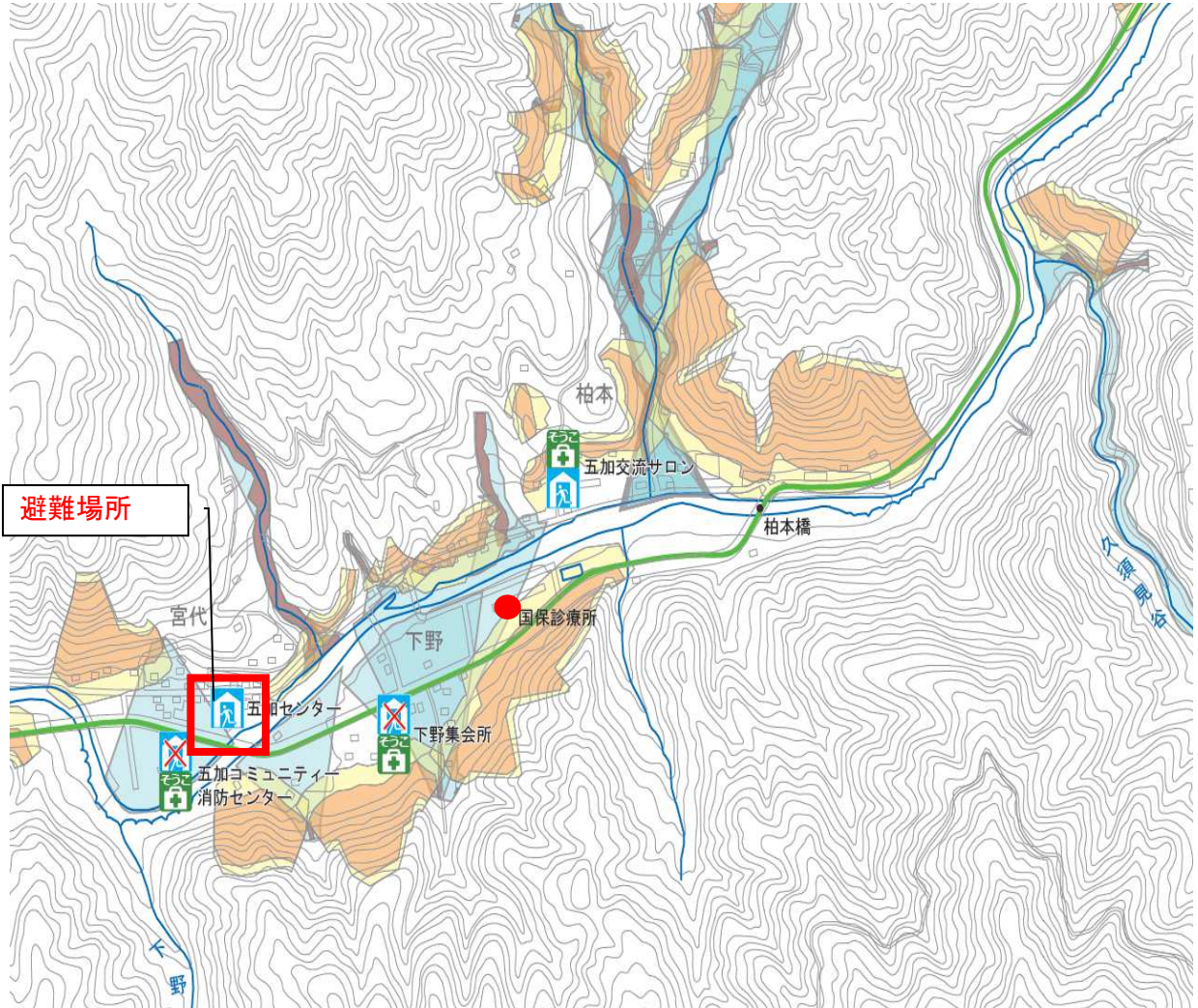
- ① 委員会は、BCP の策定及び職員への研修計画の実施状況の把握並びに BCP の見直しを行うため、定期的に会議を開催する。
- ② BCP に関する職員への研修・訓練を必要に応じて実施する。

#### 東白川村国保診療所及び介護老人保健施設災害対策委員会構成表

主な役割	部署・役職	氏名	補足
総括責任	災害対策委員長	安江 輝彦	事務局長
BCP の策定及び見直し	委員	安江 友美	師長
同上	委員	桂川 恵美	師長補
同上	委員	樋口 亜生	老健施設主任
同上	委員	桂川 智宏	理学療法士
職員への研修・訓練の計画	委員	安江 良浩	参与
同上	委員	田口 恭子	老健看護師（再任用）

## (2) リスクの把握

### ①施設周辺のハザードマップ



### ②被災想定

#### 【自治体公表の被災想定】

※東白川村地域防災計画及び国土強靱化地域計画より抜粋  
＜東海地震＞

東海地震については、これまで各種の観測、測量、研究等の成果、歴史地震から得られた事実等を踏まえ、岐阜県では、中央防災会議の震源モデルの見直しに伴い従来の東海地震の想定を全面的に見直したほか、岐阜県にとって影響が大きいと思われる東南海地震についても想定されている。

相対的には、東濃地域の地震動が大きいですが、複合型東海地震（東海地震＋東南海地震）の場合は、美濃地方の広範囲に影響の大きい地域がみられる。

地震規模は、おおむねマグニチュード9程度と考えられ、破壊は断層面の南部から始まる可能性が大きく、そのため北方に向けて強い地震動が生じるものと考えられる。

このことから東海地震が発生した場合、県内においては地質地盤状況から中津川市周辺で震度6強が予想され、村においても震度6強の地震動が1分近く続くと予想されることから、各種の調査を実施し村における物的被害、人的被害を想定する。

#### ■震度からみた被害状況の想定

- (1) 多くの人々が非常な恐怖を感じる。
- (2) タンスなど重い家具が倒れることがある。
- (3) 棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。

- (4) 耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損や傾くものがある。
- (5) 一部の地域で水道管の被害が発生し断水することがある。
- (6) 山地での落石、崩壊が生じることがある。

<南海トラフ地震>

被害想定

	建物被害（棟）		人的被害（人）		避難者（人）
	全壊	半壊	死者	負傷者	
南海トラフ地震（M9.0、最大震度6弱）	11	100	0	17	57
阿寺断層帯地震（M7.9、最大震度6強）	228	555	15	141	464

※被害数は、想定される最悪の数値を抽出

【参照 平成 23～24 年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査】



【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電機 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
	プリウス PHV →	→	→	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄飲料水 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
生活用水	村からの配給 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
ガス	自前LPガス バルク供給シ ステム →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
固定電話	村所有衛星電 話で対応 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
携帯電話	村所有衛星電 話で対応 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
メール	個人携帯で対応 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→

(3) 優先業務の選定

①優先する事業

<優先する事業>

- (1) 介護老人保健施設
- (2) 一般外来（内科予約診療）

<当座停止する事業>

- (1) 介護老人保健施設（短期入所）
- (2) 一般外来（内科初診、皮膚科等専門外来及び総合相談）
- (3) 訪問看護及び訪問リハビリテーション
- (4) 居宅療養管理指導

## ②優先する業務

優先する事業のうち、優先する業務は以下のとおり。

### ●介護老人保健施設

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
食事介助	2人	2人	2人	－
口腔ケア	1人	1人	1人	－
水分補給	1人	1人	1人	－
洗顔	1人	－	－	－
排泄	1人	1人	1人	1人
機能訓練	－	1人	－	－
清掃	－	1人	－	－
洗濯	－	1人	－	－
バイタル	－	1人	－	－
医療	－	1人	－	1人
服薬	1人	1人	1人	1人
痰の吸引	1人	1人	1人	1人
移乗・移動・見守り	2人	2人	2人	－

### ●一般外来

優先業務	必要な職員数		
	午前	午後	夜間
初診	1人	1人	－
予約診療	2人	－	－
訪問看護	－	1人	－
外傷処置	1人	1人	－
心電図	1人	1人	－
尿管カテーテル交換	1人	1人	－
点滴・注射	1人	1人	－
血液検査	1人	1人	－

## (4) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

### ①研修・訓練の実施

下記3. に掲げる「緊急時の対応」に沿って、訓練を実施する。

年2回実施が求められている消火訓練及び避難訓練に合わせて、年1回は研修を実施し、年1回は訓練を実施する。

### ②BCPの検証・見直し

本計画は、年1回実施する研修及び年1回実施する訓練の実施後に、委員会で協議し、見直しを行う。

見直した本計画は、所長、村長の決裁を経て、職員に周知する。

委員会は、本計画について改善すべき事項について、意見を聞くこととし、その内容を委員会の議論に反映する。



## 2. 平常時の対応

### (1) 建物・設備の安全対策（人が常駐する場所の耐震措置）

#### ①建物の耐震措置

場所	対応策	備考
全ての場所	対応済み	新耐震基準適合

#### ②設備の耐震措置

対象	対応策	備考
パソコン	滑り止めマット等で固定する。	
キャビネット	L字金具、チェーン等で固定する。	
本棚	重い本は低い位置にまとめ重心を低く収納し、上部は突っ張り棒等で固定する。	
カルテラック	上部は突っ張り棒等で固定し、カルテが飛び出さないような工夫をする。	カルテの保管方法を今後検討する。
額縁	万が一前方に倒れた場合を想定し、額縁の下に人を常駐させない配慮をし、年に数回金具、ワイヤー等の点検を行う。	
テレビ（外来）	万が一前方に倒れた場合を想定し、テレビの下に人を常駐させない配慮をし、年に数回金具等の点検を行う。	
テレビ（老健）	滑り止めマット等で固定し、万が一前方に倒れた場合を想定し、テレビの下に人を常駐させない配慮をする。	
窓ガラス	飛散防止対策は今後検討するが、対応策として、飛散の恐れがある窓等には人が常駐させない、一定の空間をできるように配慮する。	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

#### ③風水害対策

対象	対応策	備考
浸水による危険性の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月1日に設備担当（事務局）による点検を実施</li> <li>・年1回実施する避難訓練（防災訓練）終了後、委員会で点検する。</li> <li>・設備等に不具合等があれば専門業者に連絡し、対応策を講ずる。</li> </ul>	
外壁にひび割れ、欠損、膨らみはないか		
暴風による危険性の確認		
外部の留め金具に錆や緩みはないか		
周囲に倒れそうな樹木や飛散しそうなものはないか		

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備		自家発電機もしくは代替策
医療機器等	血糖測定器	非常発電設備で対応
	末血測定器	
	血液遠心器	
	至急検査器	
	メディック依頼用 PC	
	心電図	
	心電図送信用 PC	
情報機器	医事コンピュータ	
	介護報酬請求用コンピュータ	
電化製品	ディープフリーザー(ファイザー・モデルナ)	
	ワクチン・検査試薬用冷蔵庫	
冷暖房器具	マルチパッケージ型空気調和機(ルームエアコン)	
	赤外線ふく射電気パネル暖房機(待合ホール)	
	強制対流式電気温風暖房機(乾燥室)	
照明器具	室内灯	非常照明設備で対応また、夜間の作業等は非常持出用の発電機及び投光器を利用
厨房機器	冷蔵・冷凍庫	非常発電設備で対応
	炊飯器	
	殺菌庫	

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備		代替策
暖房機器	床暖房	非常発電を利用しファンヒーターと反射式石油ストーブで対応
厨房機器	洗浄機	災害対応 LP ガスバルクで対応
	ガスコンロ	
	スチームコンベクションオーブン	
給湯機器	給湯器	

#### (4) 水道が止まった場合の対策

##### ① 飲料水

最低3日分の飲料水を確保(目安は1人1日3ℓ)する  
職員と利用者3日分  $30 \text{名} \times 3 \text{ℓ} \times 3 \text{日} = 270 \text{ℓ}$  を確保し、保存期限に留意する。

<備蓄飲料水保有状況>

○診療所備蓄飲料水  $2 \text{ℓ} \times 6 \text{本} \times 15 \text{箱} = 180 \text{ℓ}$

○ダイドー株式会社との提携による備蓄飲料水  $0.55 \text{ℓ} \times 24 \text{本} \times 10 \text{箱} = 132 \text{ℓ}$  計 312 ℓ

##### ② 生活用水

受水槽設備がないため、一定量の水が確保できないため、ポリタンクを準備し、村が配給する水で対応する。

○ポリタンク  $20 \text{ℓ} \times 10 \text{ケ} = 200 \text{ℓ}$

#### (5) 通信が麻痺した場合の対策

防災無線 1台

職員全員の携帯 各1台

発電機 3台

## (6) システムが停止した場合の対策

### 1. 電力停止などによりシステム等がダウンした場合の対策

- ①自家発電による電力供給
- ②無停電電源装置による電力供給
- ③自家発電装置等が不可能な場合は、手書きによる。

### 2. 浸水が想定される場合の対策

- ①玄関に隣接している医事室のパソコン及び無停電電源装置は一旦休止して安全な場所に移動させる。
- ②診察室、検査室及び老健に設置（保管）している医療・検査機器等は、予め避難施設（五加センター）へ移動させる。

### 3. データ類の保管

- ①電力停止や浸水等によるデータ類の喪失に備えて、毎日最新データにバックアップを行う。

### 4. 重要書類等の持ち出し

いざという時に持ち出す重要書類等は以下のとおり。

書類名	保管場所	保管責任者	備考
カルテ	医事、カルテ庫	桂川師長補	
予約表	外来予約席	同上	ファイル
投薬表	同上	同上	USB
PC	同上	同上	
内視鏡データ	外科室	今井利佳看護師	PC、CD-R
薬局データ	薬局 PC	瀬戸垣静看護師	PC,USB
老健利用者カルテ	老健診察室、リハビリ室	安江師長	
PC	老健診察室	同上	

## (7) 衛生面（トイレ等）の対策

### ①トイレ対策

#### 【利用者】

1. 簡易トイレ及び消臭固形剤を備蓄しておく。
2. 電気・水道が止まった場合
  - (1) 速やかに簡易トイレを所定の場所に設置し、そちらを使用するよう案内する。
  - (2) 排泄物や使用済みのオムツなど保管する場所を決める。
  - (3) 汚物には、消臭固定剤を使用する。（燃えるゴミとして処理が可能）

#### 【職員】

1. 利用者用とは別に、職員用の簡易トイレ（仮設トイレ）、生理用品を備蓄しておく。
2. 電気・水道が止まった場合は、速やかに簡易トイレ（仮設トイレ）を所定の場所に設置する。
3. その他利用者に準ずる。

### ②汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排せつ物などは、ビニール袋などに入れて消臭固形剤を使用して密封し、利用者の出入りの無い空間へ、衛生面に意識して隔離、保管しておく。  
無臭固形剤を使用した汚物は、燃えるゴミとして処理が可能である。

#### (8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する（多ければ別紙とし添付する）。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

##### 【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水（あんしん水）	2ℓ×6本 12箱	2029.9月	老健更衣室	事務局
飲料水	2ℓ×6本 3箱	2027.11月	B倉庫	同上
飲料水（おいしい水）	0.55ℓ×24本 10箱	2024.2月	B倉庫	ダイドー株式会社
雑炊（醤油だし味）	40袋	2025.5月	B倉庫	事務局
五目御飯（1袋に水210cc）	40袋	2025.2月	B倉庫	同上
白米	45袋	2022.12月	B倉庫	同上
クラッカー	24缶	2024.7月	B倉庫	同上

##### 【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
トイレットペーパー			B倉庫	事務局
ウェットティッシュ			B倉庫	同上
ごみ袋（黒）			B倉庫	同上
口ウソク			B倉庫	同上
マッチ・チャッカマン			B倉庫	同上
電池（単1）	10本	2028.6月	B倉庫	同上
電池（単3）	20本	2031.3月	B倉庫	同上
紙コップ・スプーン				同上

##### 【備品】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
発電機（ガソリン）	2台	外倉庫（非常持出倉庫）	事務局

発電機（ガスカセットボンベ）	1台	外倉庫（非常持出倉庫）	同上
コードリール	3台	外倉庫（非常持出倉庫）	同上
スタンドライトセット	3組	外倉庫（非常持出倉庫）	同上
灯油	20ℓ×5	外倉庫（非常持出倉庫）	同上
ガソリン	10ℓ	外倉庫（非常持出倉庫）	同上
生活用水（消費期限切れ）	20ℓ×6本 10箱	外倉庫（非常持出倉庫）	同上
石油ストーブ（角型）	1台	C倉庫	同上
石油ストーブ（丸型）	1台	C倉庫	事務局
ファンヒーター	3台	C倉庫	同上
カセットコンロ	2台	B倉庫	同上
カセットボンベ	6本	B倉庫	同上
なべ・やかん	各1組	B倉庫	同上
ランタン	8個		同上
懐中電灯	3個		同上
ヘッドランプ	1個		同上
ヘルメット	2個		同上
炊き出し用ガスコンロ	一式	C倉庫	同上

### （9） 資金手当て

緊急時に備えた手元資金等はないが補正予算で対応する。また、特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がない場合は、専決処分を行い緊急時に対応する。

## 3. 緊急時の対応

### （1） B C P発動基準

#### 【地震による発動基準】

#### 1. 東海地震

##### <警戒情報発令時>

- ・災害対策基本法第23条による村警戒本部設置→事務局長警戒本部へ出動
- ・防災連絡網（若しくはグループ LIN）により全職員に警戒を促す

##### <地震発生時>

地震発生時は、安否確認、応急救護など通常時には行わない特殊な「災害業務」が発生する。特殊な災害業務に対応するため、地域防災計画による災害時の組織編成に基づき下記の分担任務を行う。

1. 災害時における医療に関すること … 医師（所長）、外来看護師

- 2. 入所・外来患者の保護に関する事 … 老健看護師及び介護職員
- 3. 災害時における伝染病予防に関する事 … 派遣医師
- 4. 診療所施設等の災害対策に関する事 … 事務局長、理学療法士、事務局員

2. 南海トラフ地震

<南海トラフ地震臨時情報発令時>

- ・災害対策基本法第23条による村警戒本部設置→事務局長警戒本部へ出動
- ・防災連絡網（若しくはグループ LIN）により全職員に警戒を促す

<地震発生時>

対応すべき分担任務は、上記の東海地震に準ずる。

【水害による発動基準】

<警戒レベル3>

- ・災害対策基本法第23条による村警戒本部設置→事務局長警戒本部へ出動
- ・防災連絡網（若しくはグループ LIN）により全職員に警戒を促す

<警戒レベル5（災害発生時）>

対応すべき分担任務は、上記の東海地震に準ずる。

また、管理者が不在の場合の代替者は次のとおり。

管理者	代替者①	代替者②
所 長	事務局長	看護師長

(2) 行動基準

【職員の出動義務】

職員は、災害気象等に留意し、対策を要する災害の発生又は発生の恐れがあることを承知したときは、直ちに自発的に出動し、所定の部署に着かなければならない。

【診療所付近の職員の動員】

準備体制及び警戒体制中又は村本部設置時において、局地的な大雨等により主要道路の寸断等で職員が所定の部署に着くことができないときは、診療所付近の職員を動員し、又はその職員のみで対策活動に当たる。

【本庁の職員及び消防団員の応援】

各分担任務の実施にあたって、職員が不足するときは、総務部長（総務課長）を通じて本部長に本庁職員若しくは、消防団員の応援を要請する。

【災害発生時の行動指針】

- ①自身及び利用者（在宅時は家族）の安全確保
- ②二次災害への対応（火災、建物倒壊など）
- ③入所系サービス利用者の生命維持
- ④管内施設間及び外部機関等の連携
- ⑤情報発信

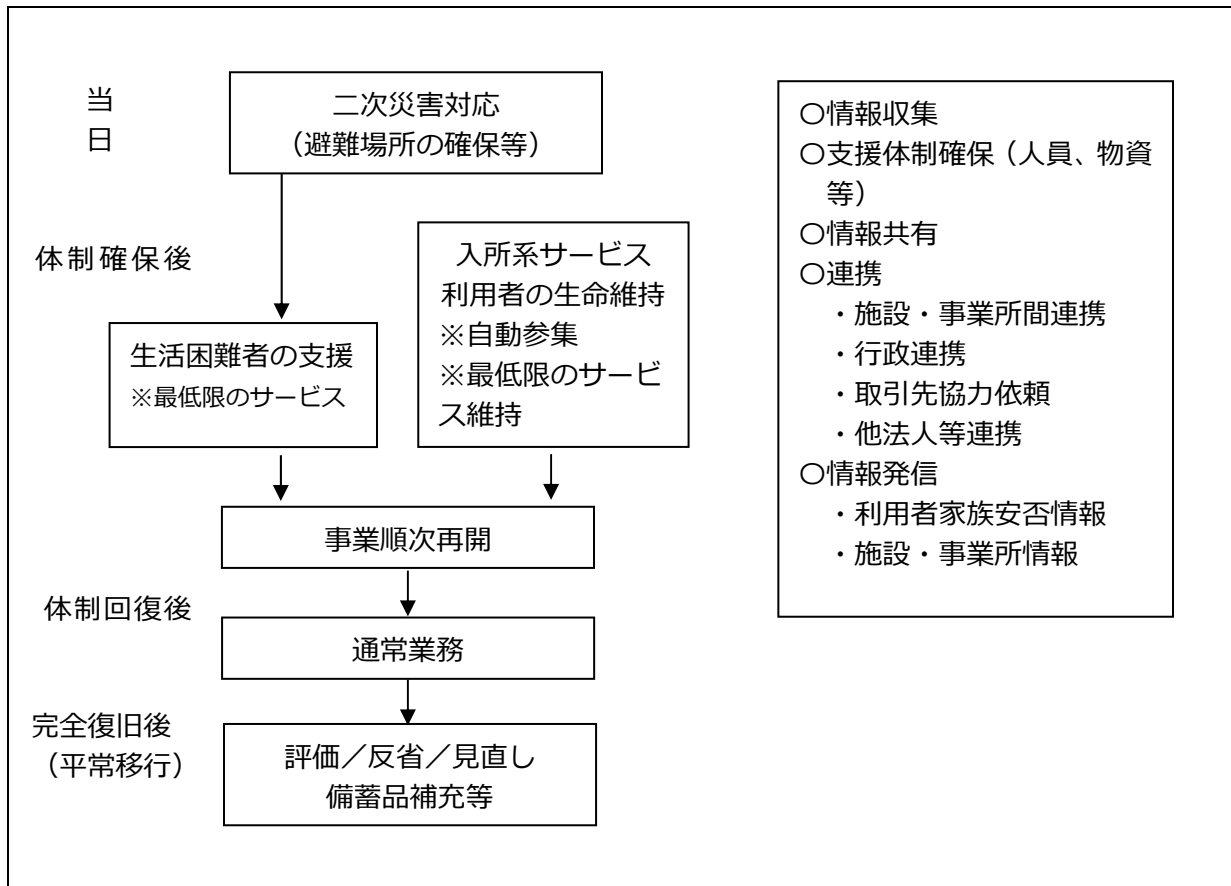
平常時

日常点検 訓練/見直し  
情報収集 情報共有



直後

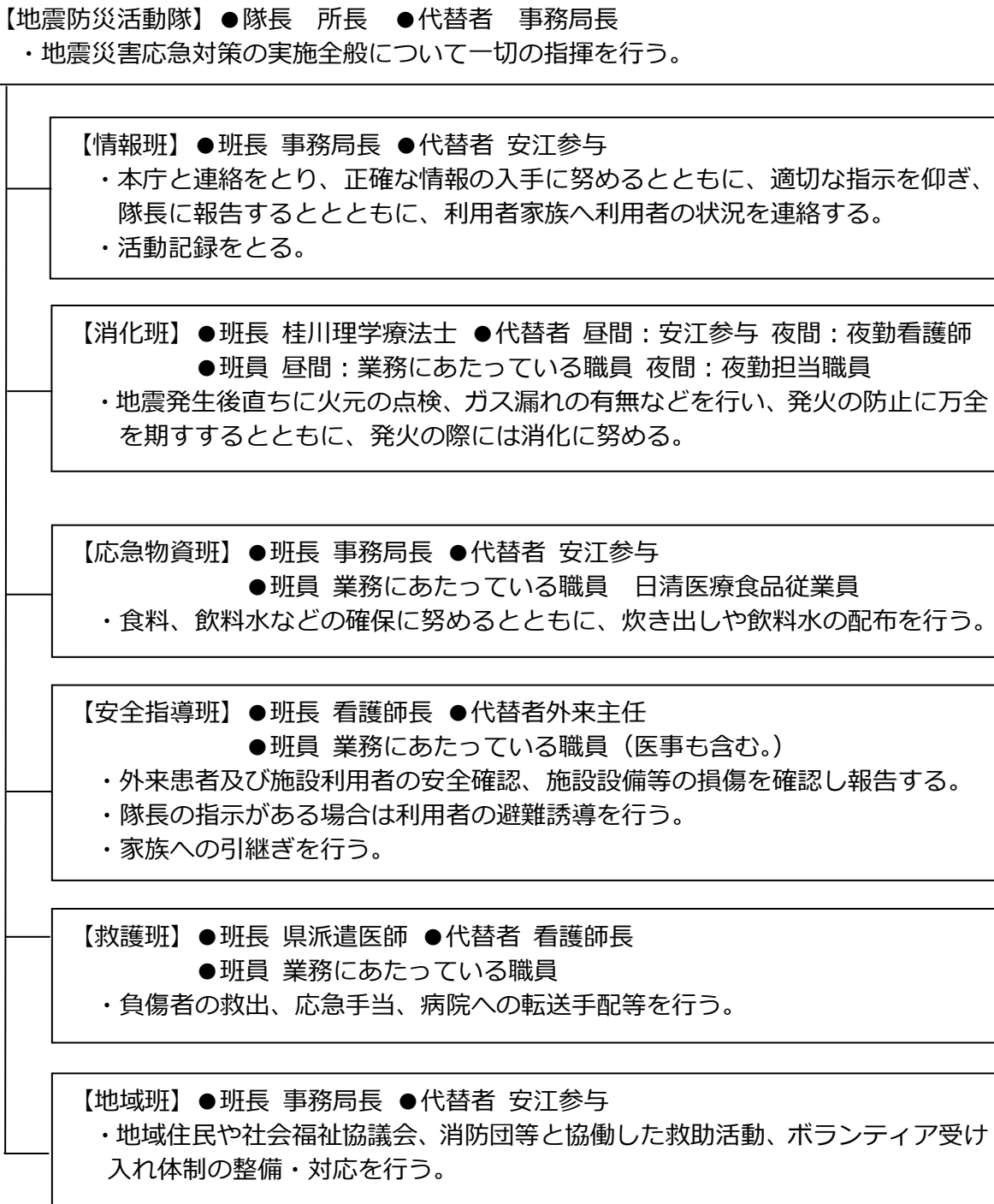
命を守る行動  
(安全保障、避難)





(3) 対応体制

各般の対応体制は次のとおり。



※緊急時の対応は、その日の勤務状況により臨機応変に対応する。その際も隊長若しくは、事務局長の指示のもと行動する。

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
五加センター	五加交流サロン	はなのき会館

## (5) 安否確認

### 1 利用者の安否確認

#### 【安否確認ルール】

##### ・担当責任者

(平日昼間) 看護師長 (代替者 当日勤務の看護師)

(夜間・休日) 当日勤務の看護師

##### ・確認方法

(平日昼間)

1. 担当責任者から指名を受けた職員は、自らの安全を確保しながら利用者の安否確認を行い、結果を別紙1「利用者安否確認シート」に記載し、担当責任者に報告する。

2. 利用者全ての安否確認終了後、直ちに所長へ報告する。

(夜間・休日)

1. 担当責任者は、相方の職員に対し、別紙2「防災連絡網」(若しくはグループLIN)で応援を要請するよう指示し、自らの安全を確保しながら相方の職員とともに利用者の安否確認を行い、結果を別紙1「利用者安否確認シート」に記載する。

2. 安否確認終了後は、その結果を所長若しくは、事務局長に報告する。

#### 【医療機関への搬送方法】

・負傷者がいる場合は、負傷者を安全な場所に移動し、応急措置を行う。緊急を要する場合は、速やかに救急隊の搬送依頼を行う。

### 2 職員の安否確認

#### 【施設内】

施設内の安否確認は、次のとおりとする。

1. 部署ごとに安全確認を行う。その際の部署は、外来班(医事含む。)、老健班、事務局班、厨房班とする。

2. 各部署の班長は、次のとおり。

(外来班) ●班長 外来主任 ●代替者 当日勤務の看護師

(老健班) ●班長 老健施設主任 ●代替者 当日勤務の看護師

(事務局班) ●班長 事務局長 ●代替者 安江参与

(厨房班) ●班長 高木栄養士 ●代替者 当日勤務者

3. 確認方法

・各班の班長若しくは、代替者は各般の点呼を行い、その結果を所長、看護師長又は、事務局長まで報告する。

#### 【自宅等】

自宅等で被災した場合は、次のとおりとする。

1. 自宅等で被災した場合(自地域で震度5以上)は、①電話②携帯メール(LINE)③災害用伝言ダイヤルで、診療所に自身の安否情報を報告する。

2. 報告する事項は、自身・家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。

3. 報告事項を別紙職員の安否確認シートにまとめ、所長又は、事務局長までに報告する。

(6) 職員の参集基準

診療所が被災若しくは被災の恐れがある場合の職員の参集基準を次のとおりとする。

1. 平日の場合は、事務局長（不在の場合は、看護師長若しくは師長補）が、夜間・休日の場合は、当直看護師が「国保診療所防災連絡網」（若しくはグループ LIN）に基づき職員の参集を行うが、通信網が寸断されることが想定されるので、「国保診療所防災連絡網」に関わらず、災害発生時は自動参集する。
2. 参集にあたっては、可能な限り、飲食物を持参するとともに、参集途上の安全確保に留意しつつ、被災状況を確認し、適宜、確認した情報を職場に報告する。
3. 以下の場合は、参集しなくてもよい。
  - ・自宅が被災した場合
  - ・自ら若しくは家族が怪我した場合
  - ・通勤路等が崩壊若しくは、崩壊の恐れがある場合
  - ・その他参集できないやむを得ない事情が発生したとき

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	レクレーションルーム（入所者） 外来患者待合ホール（外来患者）	南側駐車場
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否確認担当班は、患者（入所者）の安否確認後、それぞれの避難所へ誘導する。</li> <li>・自力で避難できない患者（入所者）は車イス若しくはストレッチャーを使用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の避難が困難な場合は、外来患者及び老健入所者の安否確認後、当日勤務する職員で南側駐車場の安全な場所に誘導する。</li> </ul>

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	五加センター	五加交流サロン
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の洪水による浸水の恐れがある場合は、「介護老人保健施設洪水時避難計画」に基づき避難する。</li> <li>・応急物資班は避難先でも最低限のケアが出来るよう、備蓄品（食料、飲料水等）や入所者の薬の持ち出しを行う。</li> <li>・必要に応じて、村の防災担当課より消防団の応援要請を依頼する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・五加センターが被災等により利用出来ない場合は、柏本地内の五加交流サロンに避難する。</li> <li>・避難する際は、予め安全な避難経路を確認しておくこと。</li> <li>・避難先での対応は、第1 避難所と同じ。</li> </ul>

(参考)

防災気象情報と警戒レベルとの関係は、下表のとおりとする。

警戒レベル	避難情報	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある場合	水位情報がない場合	土砂災害に関する情報
警戒レベル5	災害発生情報	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)
警戒レベル4	・避難勧告・避難指示(緊急)	氾濫危険情報	・洪水警報の危険度分布(非常に危険)	・土砂災害警戒情報・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)
警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	氾濫警戒情報	・洪水警報・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意報	・洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1		早期注意報(警報級の可能性)		

(8) 重要業務の継続

【介護老人保健施設】

経過目安	夜間職員のみ	発生後6時間	発生後1日	発生後3日	発生後7日
出勤率	出勤率 30%	出勤率 30%	出勤率 40%	出勤率 50%	出勤率 70%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫 70%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	断水	断水	復旧
業務基準	職員・入所者の安全確認のみ	安全と生命を守るための必要最低限	食事・排泄中心 その他は休止 若しくは減	同左	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける
給食	休止	必要最小限のメニューの準備	飲料水、栄養補助食品、簡易食品、炊き出し	炊き出し 光熱復旧の範囲で調理再開	同左
食事介助	休止	応援体制が整うまでなし	必要な利用者に介助	同左	同左
口腔ケア	休止	応援体制が整うまでなし	必要な利用者 はうがい	適宜介助	ほぼ通常どおり
水分補給	応援体制が整うまでなし	飲用水準備 必要な利用者に介助	同左	同左	飲用水準備 ほぼ通常どおり
入浴介助	失禁等ある利用者は清拭	適宜清拭	同左	同左	光熱水費が復旧しだい入浴

【外来】

経過 目安	夜間 職員のみ	発生後 6時間	発生後 1日	発生後 3日	発生後 7日
出勤率	出勤率 30%	出勤率 30%	出勤率 40%	出勤率 50%	出勤率 70%
在庫量	在庫 100%	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫 70%
ライフライン	停電・断水	停電・断水	断水	断水	復旧
初診	休診	休診	状況に応じて	初診のみ（予 約診療を行う 場合は休診）	ほぼ通常通り
予約診療	休診	休診	状況に応じて	予約診療のみ （初診を行う 場合は休診）	ほぼ通常通り
訪問看護	しない	しない	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
訪問リハ	しない	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
内視鏡検査	しない	しない	しない	しない	状況に応じて
心電図	しない	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて	ほぼ通常通り
X-P	しない	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて	ほぼ通常通り
外傷措置	しない	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り
尿管カテー テル交換	しない	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り
点滴・注射	しない	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り	ほぼ通常通り
その他	しない	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて	ほぼ通常通り

(9) 職員の管理

①休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長時間帰宅できない場合を想定した休憩及び宿泊場所を次のとおりとする。

休憩場所	宿泊場所
保健指導相談室（西）	保健指導相談室（東）（4人分）
事務室	外来休憩室（2人分）
家族面談室	老健休憩室（3人分）
職員食堂	機能訓練室空きスペース（2人分）

②勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある場合は、職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組めるよう災害時の勤務シフト原則を下記のとおり示す。

区分	リーダー/サブ	メンバー（近隣在住者）	その他メンバー
A班	安江友美/村雲ちほみ	苅田和子、安江智恵美	出勤状況により割り振る
B班	桂川恵美/田口恭子	安江こず枝、今井明美	
C班	瀬戸垣静/樋口亜生	安江ゆり、安江真理子	

(10) 復旧対応

①破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、事務局長に報告する。

<建物・設備の被害点検シート> (一部抜粋)

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大/軽微/問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能/利用不可	
	ガス	利用可能/利用不可	
	電話	通話可能/通話不可	
	インターネット	利用可能/利用不可	
	介護報酬請求システム	利用可能/利用不可	
	医事会計システム	利用可能/利用不可	
	検査機器	利用可能/利用不可	
	検査機器	利用可能/利用不可	
	検査機器	利用可能/利用不可	
	検査機器	利用可能/利用不可	
	厨房	利用可能/利用不可	
建物(外来)・設備	ガラス	破損・飛散/破損なし	
	キャビネット	転倒あり/転倒なし	
	天井	落下あり/被害なし	
	床面	破損あり/被害なし	
	壁面	破損あり/被害なし	
	照明	破損・落下あり/被害なし	

## ②業者連絡先一覧の整備

円滑に救助・復旧作業を依頼できるよう各種業者等の連絡先一覧

業者名等	連絡先	業務内容
東白川村役場（災害対策本部）	78-3111	救助・インフラ復旧要請
可茂消防事務組合 東消防署	119（72-1641）	救急搬送等
加茂警察署 東白川警察官駐在所	78-2004	捜索・警備等
中部電力株式会社加茂営業所	0574-28-3111	引込みまでの電気復旧
N T T 西日本岐阜支店災害対策室	058-265-3685	電話復旧に関する問合せ等
東白川村社会福祉協議会	78-2059	介護応援等
日清医療食品(株)名古屋支店	052-222-7377	厨房関係一式
(株)二チイ学館多治見支店	0572-21-3016	医事・会計ソフト一式
中島紙工(株)	058-275-8150	医事・会計ハード一式
(株)中島工務店	0573-79-3131	建物・設備全般の復旧
(有)仲光電気	78-2168	弱電設備の応急措置
(有)ナカシマ	78-2021	水道の応急措置
JA スタンド	78-2175	ガソリン、灯油供給
ホープ産業(株)	058-246-0501	X線一般撮影装置保守
八神製作所高山営業所	0577-32-8630	内視鏡保守
(株)全日本医療サービス	058-234-0388	医業用産業廃棄物処理
(株)トーカイ	058-212-3766	シーツ、タオル等交換

## ③情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

災害発生後の被害状況、復旧見込等は逐次村対策本部へ報告し、地域、マスコミ等の発表については、村対策本部の判断に委ねる。

直接問合せがあった場合は、臨機応変に対応する。

なお、対応するマスコミの連絡先等は以下のとおり。

- ・ 日本放送協会岐阜放送局 0574-25-2889
- ・ (株)岐阜放送 058-264-1181
- ・ 岐阜新聞 美濃加茂総局 0574-25-3675
- ・ 中日新聞 美濃加茂通信局 0574-25-7788
- ・ 読売新聞 多治見通信部 0572-24-0091
- ・ 朝日新聞 岐阜東部支局 0572-22-0745

## 4. 他施設との連携

### (1) 連携体制の構築

#### ①連携先との協議

- ・ 先方施設名：東白川村社会福祉協議会（せせらぎ荘）
- ・ 種別：特浴、給食、介護補助、居宅介護支援
- ・ 所在地：東白川村神土 697 番地 1
- ・ 決定している事項：なし
- ・ 今後検討すべき事項：上記に記載した種別について相互協力が図られるよう協議を行う。
- ・ 今後のスケジュール：

## ②連携協定書の締結

<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携の目的</li> <li>・利用者の相互受入要領</li> <li>・人的支援（職員の施設間派遣など）</li> <li>・物的支援（不足物資の援助・搬送など）</li> <li>・費用負担など</li> </ul>
--

## ③地域のネットワーク等の構築・参画

### 【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
東白川村社会福祉協議会	78-2059	介護応援等

### 【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】※地域防災計画より抜粋

医療機関名	連絡先	連携内容
中部国際医療センター	0574-25-2181	病診連携、土曜診療、皮膚科医師派遣
県立下呂温泉病院	0576-23-2222	病診連携、婦人科医師派遣
白川病院	72-2222	病診連携、訪問歯科
下呂市立金山病院	0576-32-2121	病診連携、外科医師派遣
中津川市民病院	0573-66-1251	病診連携
河村医院	0573-79-2033	外来患者受入れ
みお医院	0573-82-5211	外来患者受入れ

### 【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
東白川村役場	0574-78-3111	消防団・自衛隊応援要請、各関係機関との連絡調整
下野自主防災会 (事務局：総務課内)	0574-78-3111	防災訓練協力、避難誘導応援等
東白川村社会福祉協議会	0574-78-2059	ボランティア受け入れ、施設の相互利用等
東白川村赤十字奉仕団 (事務局 社協)	0574-78-2059	炊出し訓練協力

## (2) 連携対応

### ①事前準備

現在のところ、スタッフの派遣や施設の総合利用などといった連携協定を結んでいないが、今後連携協定を含め下記の事項について検討する。

<p>&lt;主な記載項目&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災時の連絡先、連絡方法</li> <li>・備蓄の拡充</li> <li>・職員派遣の方法</li> <li>・入所者・利用者受入方法、受入スペースの確保</li> <li>・相互交流など</li> </ul>
--



## ②入所者・利用者情報の整理

避難先の施設・事業所に入所者・利用者を預ける場合、必ずしも担当の職員も同行できるとは限らないことから、避難時に備えて入所者・利用者情報を記載した「利用者カード」を別紙のとおり作成しておく。

## ③共同訓練

当施設は、一級河川白川に隣接し、建物の一部は土砂災害警戒区域にかかっている。  
施設は、平屋建てであることから垂直避難が出来ないため、大雨等による浸水が予想される場合は、指定避難所に避難することになる。  
実際の入所者の避難、特に夜間における避難には、多大な労力と時間が要することから、地元自主防災会や消防団による支援をお願いすることになるため、3年一度を目途に村が行う総合防災訓練に、地元（下野地区）自主防災会等と共同避難誘導訓練を実施するよう計画する。

## 5. 地域との連携

### (1) 被災時の職員の派遣

該当なし

### (2) 福祉避難所の運営

#### ①福祉避難所の指定

該当なし

#### ②福祉避難所開設の事前準備

該当なし

## 6. 入所サービス固有事項

### 【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握したほうが望ましい。
- ・短期入所者については、居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、自主防災会、事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

### 【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合においては、サービスの休止、縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。  
その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

### 【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長時間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて他事業所の訪問サービス等の変更を検討する。
- ・利用中に被災した場合は、利用者の安否確認後、あらかじめ把握している緊急連絡先を活用し、利用者家族への安否状況の連絡を行う。利用者の安全確保や家族への連絡状況を踏まえ、順次利用者の帰宅を支援する。その際、送迎車の利用が困難な場合も考慮して、手段を検討する。帰宅にあたって、可能であれば利用者家族の協力も得る。関係機関とも連携しながら事業所での宿泊や近くの避難所への移送等に対応する。

## 7. 訪問サービス固有事項

### 【平時からの対応】

- ・サービス提供中に被災した場合に備え、緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握したほうが望ましい。
- ・居宅介護支援事業所と連携し、利用者への安否確認の方法等をあらかじめ整理しておく。
- ・災害時に、職員は利用者宅を訪問中または移動中であることも想定し、対応中の利用者への支援手順や、移動中の場合における対応方法をあらかじめ検討しておく。
- ・避難先においてサービスを提供することも想定され、平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能、事業所団体等）と良好な関係を作るよう工夫することも望まれる。

### 【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合においては、サービスの休止、縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。  
その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

### 【災害発生時の対応】

- ・サービス提供を長期間休止する場合は、居宅介護支援事業所と連携し、必要に応じて事業所の訪問サービス等への変更を検討する。
- ・あらかじめ検討した対応方法に基づき、利用者への安否確認等や、利用者宅を訪問中または移動中の場合の対応を行う。
- ・居宅介護支援事業所や地域の関係機関と連携の上、可能な場合には、避難先においてサービスを提供する。

## 8. 居宅介護支援サービス固有事項

### 【平時からの対応】

- ・災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討の上、利用者台帳等において、その情報がわかるようにしておくこと。
- ・緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握したほうが望ましい。
- ・平常時から地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、地域の関係機関（行政、自治会、職能、事業所団体等）と良好な関係を構築する。その上で、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整等の業務に適切に対応できるよう、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整する。
- ・なお、連絡先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、おくすり手帳の持参指導を行うことが望ましい。

### 【災害が予想される場合の対応】

- ・台風などで甚大な被害が予想される場合においては、サービスの休止、縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておくとともに、居宅介護支援事業所にも情報共有の上、利用者やその家族にも説明する。  
その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。
- ・また、自宅サービスについても、台風など甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小をサービスの休止、縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する。

【災害発生時の対応】

- ・災害発生時で、事業が継続できる場合は、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、居宅サービスの実施状況の把握を行い、被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援が提供されるよう、居宅サービス事業、地域の関係機関との連絡調整等を行う。
- ・また、避難先においてサービス提供が必要な場合も想定され、居宅サービス事業所、地域の関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じて、必要サービスが提供されるよう調整を行う。
- ・災害発生時で事業が継続できない場合には、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行う。